三　当該有価証券が新株予約権証券（法第二十八条第七項第三号に規定する新株予約権証券をいう。以下この号及び第十七条の三第三号ハにおいて同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（同項第三号に規定する新株予約権をいう。以下この号及び同条第三号ハにおいて同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約

第十五条の四第三号中「投資運用業」の下に「（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

五　適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合（第一号から第三号までに掲げる場合を除く。）　千万円

第十五条の十の次に次の五条を加える。

（適格投資家向け投資運用業における権利者の範囲）

第十五条の十の二　法第二十九条の五第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資法人債権者（同法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。）

二　法第二条第八項第十二号ロに掲げる契約の相手方である外国投資法人の投資主（外国投資法人の社員をいう。）及び外国投資法人債権者（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示される権利を有する者をいう。）

（適格投資家向け投資運用業における全ての運用財産の総額）

第十五条の十の三　法第二十九条の五第一項第二号に規定する政令で定める金額は、二百億円とする。

（適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない私募の取扱い）

第十五条の十の四　法第二十九条の五第二項に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この条において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した有価証券を適格投資家（法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として行われるものとする。

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十五条の十の五　法第二十九条の五第三項に規定する金融商品取引業者（法第二十九条の登録を受けようとする者を含む。）と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいう。）

二　当該金融商品取引業者の使用人で第十五条の四各号のいずれかに該当する者

三　当該金融商品取引業者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

（投資事業に係る財産の運用を行う者）

第十五条の十の六　法第二十九条の五第四項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）

二　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（前号に掲げる者を除く。）

第十五条の十二第二号中「投資助言・代理業」の下に「（法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の二十四中「中「この法律（」の下に「第二十九条の五第三項及び」を、「「この法律（」の下に「第二十九条の五第三項、」を加える。

第十六条の十二第二号中「者（」の下に「法第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加える。

第十七条の三第三号中「契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするもの」を「次のいずれかの契約」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

ロ　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

ハ　当該有価証券が新株予約権証券である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約

第三十九条第一項第一号中「第五項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第二項第一号中「及び第六項」を「及び第十項」に改め、「届出書及びその添付書類」の下に「、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類」を、「第二十三条の三第一項及び第二項（」、「第二十四条第一項及び第三項（」、「第二十四条第八項及び第九項（」、「第二十四条の四の二第一項及び第二項（」、「第二十四条の四の四第一項及び第二項（」、「第二十四条の四の七第一項及び第二項（」、「第二十四条の四の七第六項及び第七項（」及び「第二十四条の五第七項及び第八項（」の下に「これらの規定を」を、「第二十四条の五第十五項」の下に「（同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項」を加え、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　法第五条第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知及び当該通知に係る聴聞

第三十九条第二項第四号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同項第五号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同項第七号中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同項第十三号の二中「及び第二十四条の五第十項（」を「並びに第二十四条の五第十項及び第十七項（これらの規定を」に改め、同条第三項第二号及び第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第四十二条第二項第四号中「第六項（」の下に「これらの規定を」を加える。

第四十三条第二項第一号中「第六十三条第六項及び」を「第六十三条第三項及び第六項並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦